



特集「法」から始まる国づくり

● 技術協力最前線 エル・サルヴァドル

中南米で初めての
国際看護フォーラム開催

● こんな国あんな国 ウズベキスタン

3日間続く結婚式

法から始まる国づくり

特集

日本の法整備支援

長い植民地支配と戦争、内戦。
辛い歴史を経て新たな国づくりに向かっているインドシナの国々で、
法律の整備に日本の法学者や法曹関係者が活躍している。
1996年から本格化したJICAの法整備支援。
外国の法整備に関わるという、日本にとって初めての経験だ。
プロジェクトの基本的な方針は
「その国に根ざす法律をつくること」。
相手国の法律家と試行錯誤を重ねつつ、地道な作業が続く。
来春にはカンボディアで、
国民生活と密接に関わる
2つの法律＝民法と民事訴訟法が生まれる見通しだ。

法整備支援とは

JICAが行っている法整備支援の内容は大きく3つに分けられる

立法・司法制度確立

- 立法・司法プロセスの明確化・透明化
- 法執行能力の強化
- 遵法意識の醸成など

立法への参画

- 法案の起草支援
- 法律案への助言
- 既存の法律相互の整合性の確保
- 法令集または法情報システムの整備など

法曹人材の育成

- 裁判官、検察官、弁護士、司法省職員、法学生などの育成

近代市民社会への 離陸

カンボディア

手間と時間を費やす地道な作業だが、これは日本側が最も大切にしているプロセスだ。法は、その国の社会、文化と密接なつながりをもつ。道徳や慣習など、その国の社会から自然に発生したものと一致し、人々に理解され、支持された場合に、最もよく機能する。将来のカンボディア社会に受け入れられ、使われるべき法にし、新たな国づくりに役立ててほしい——との理念がそこにある。

「法の真空」を取り戻せ

カンボディアは93年にUNTAC（国連カンボディア暫定統治機構）の平和維持活動によって総選挙を行い、民主化に向けて歩み出した。早急に近代市民社会をつくらうと、刑法典、刑事訴訟法典とともに民事訴訟法の起草を旧宗主国フランスに依頼した。ところがフランスは2つの法典とも、自国の法典に倣って仏語で起草し、カンボディア司法省に引き渡した。司法省には仏語を理解できる人材が十分にいない。起草過程にカンボディアの法律家の参加がなかったこともあり、法典案がクメール語に翻訳されても司法省内部で審議することさえ難しい状況だった。「法の真空」が生じていた。

70年代後半のポルポト政権の後遺症が20年後も尾を引いていたのである。

75年、ポルポト政権はそれまでの法制度、司法制度をすべて廃止し、知識階級にあった裁判官、弁護士などの法曹の多くを虐殺した。ポルポト政権崩壊後、法学教育を受けた人材で国内に生存したのはごくわずか。生き残った裁判官らが81年に憲法を作成し、司法省の再建、法科大学復興に取り組み、書記官、教員など大卒、高卒といった教育を少しでも多く受けた人が裁判官として集められた。しかし、それぞれが自らの経験や知識にあわせ

「法」は意思表示を意味する。カンボディアでは、どのような意味、あるいは言葉がぴったりのかなど、手元にあるクメール語の条文をもとに議論を進める。さらに具体的な判決例やその背景にある理念を説明したり、カンボディアでの具体的なトラブル例をもとに、どんな内容の条文を用いて解決するのかを想定しながら議論する。

日本語の条文案を用意しているのが、日本側に設置した民法と民事訴訟法の2つの作業部会。それぞれ日本を代表する法学者、裁判官、検察官が10数名、毎月、集まる。2つの部会ともほぼ毎月、メンバーを短期専門家として現地に派遣しワークショップを開き、カンボディア側と議論する。回数はすでに30回近くになった。

この結果をふまえ、日本側が条文案を用意し、日本とカンボディアの翻訳チームが手分けして翻訳する。クメール語の条文案について司法省で検討した結果は、日本側にフィードバックし、逐一アドバイスが加えられ、またプノンペンに運ばれる。こうした条文起草作業を支えるため、カンボディアの法曹、法学関係者を日本に受け入れ、法理解を深めてもらう研修も行っている。

カンボディアの民法・民事訴訟法の起草作業が、大詰めを迎えている。

1999年3月から始まったJICA「法制度整備」プロジェクトは、民法、民事訴訟法案の起草作業を日本・カンボディア双方の起草チームが共同で進めることが柱になっている。5月末現在、500カ条を超える民事訴訟法の原案起草をほぼ終了し、民法典は半分にあたる約600条の条文案について8月までに原案の起草を終える予定だ。

現地での作業は、週3、4回。プノンペンの司法省会議室に司法省の職員、裁判官ら15名とJICA派遣の専門家で弁護士の安田佳子さん、クメール語に堪能な業務調整の坂野一先生さんが集まったの検討作業が中心だ。各回半日かけて、クメール語条文案を読み、カンボディアで使う法律用語をどんな言葉にするか確定させたり、条文の内容について検討する。

言葉の違いが解釈の違いを生むため、用語一つをとっても慎重に決めていく。たとえば、日本で使われる『合意』は、文字通り当事者と相手の意思の合致を示す言葉だが、カンボディアの旧宗主国であるフランス語の『コンサントマ

特集 「法」から始まる国づくり

た判決をするため、公正な裁判など望むべくもない状況が続いた。ヴェトナム式の社会主義政権が樹立されたが、法・司法制度の再建は進まず、人材も脆弱なまま立憲君主制に入った。

困り果てていたときに聞きつけたのが、ヴェトナムに対するJICAの法整備支援の様子だ。市場経済移行政策を進めるヴェトナムに対してJICAが96年から開始したのは、現行民法の改正や法曹の人材育成。欧米の法と司法制度の移植を行って近代・現代化に成功した日本特有の経験を生かし、民法の理念や基本的な考え方を提示し、どのような法がヴェトナムにふさわしいのか共同で考えていくやり方だ。専門家による政府高官への助言の一方で、研修員を日本に招いて理解を深め、起草作業中の民法に生かしてもらう。他のドナーが自国の法を直訳しただけのものを導入するよう提案するなかで、JICAのやり方はその国の法曹に知識を残し、成長させると、高く評価された。

ヴェトナムの法整備支援にも携わる新美育文明治大学教授だ。たびたび両国に通い、セミナーの講師などを務めてきた。カンボディアではごく少数の優秀な人材を核にして、「法」の考え方を広げていったという。

それがいまや、検討作業は休日返上で行われ、1日に20条のペースで進んでいる。メンバーが顔をあわせると、熱気あふれる議論が始まる。プロジェクトの形成調査段階から参加してきた坂野専門家は「驚くほどの変化」という。「プロジェクト開始当初は受け身で日本側に『早くして』というだけ。しかし最近では、検討作業がおもしろくてしょうがない様子で、フランス植民地時代の法律までさかのぼって調べようになっています」。

これから検討作業は婚姻や相続に関連する分野に入り、社会の基本となる民法のなかでも特に市民生活と密接に関係する条文の検討に入る。カンボディアでは、姓は父親の名を用い、夫婦別姓が一般的だ。男性が女性の家に入り、長女家族から巣立っていくといった古い慣習もある。「カンボディアの文化や習慣に配慮しながら、公正なルールとしての法をどう考えていくか。限られた時間のなかでも最善を尽くしてゆきたい」と安田専門家は語る。



1999年3月、カンボディア司法省で協力実施の署名が司法大臣とJICA代表により交わされた

「ぜひ、カンボディア社会に合う法づくりを手伝ってほしい」。カンボディアの強い要請を受け、協力が始まった。

法律論議はおもしろい

「とにかく法の議論をする人が少ない。『法とは何ぞや』と一から議論していかざるをえなかった」と語るのは、

グローバル化と援助合戦

しかし、そんな日本側のペースを乱す動きが、ここ1、2年の間に急速に広がっている。司法改革はカンボディアにとって最大の課題であるため、日本ばかりではなく、国際機関や各国ドナーの支援も多い。さまざまな省庁に対

して立法支援をはじめとする協力が行われ、調整が進められている（表参照）。そのなかで世界銀行などが主導し、法整備を急がせようとしている。

日本が協力している民法や民事訴訟法は基本となるものだけに、さまざまな分野の法律と関連してくる。民法や民事訴訟法の立法化以前に他の法律ができてしまうと、矛盾や齟齬が生じかねない。また、民法制定はWTO加盟の際に一種の条件とみなされているため、カンボディア政府側からは、起草作業のスピードアップと、援助調整をスムーズにするため起草中の条文の英語訳作成のリクエストが寄せられている。法の解釈を大切にするために

カンボディアの法整備支援の状況

世界銀行 商事契約法、商業企業法など 法制度・司法制度改革
アジア開発銀行 土地法整備 (施行のための制令づくり、 執行のためのトレーニング)
IMF（国際通貨基金） 破産法、担保取引法
国連人権高等弁務官事務所 裁判所でのOJT 立法過程全般へのアドバイス
ILO 労働法関連の制度整備 (労働裁判所の設置など)
UNICEF 子どもの権利（人身売買防止など）
フランス 刑法、刑事訴訟法の起草 裁判官・検察官養成学校
オーストラリア 刑事司法制度支援 司法警察、裁判所、刑務所の手続き明確化
日本弁護士連合会・フランス・ リヨン弁護士会、カナダ弁護士会 弁護士のトレーニングスクール

クメール語で条文をつくってきた配慮が、損なわれそうになっている。他ドナーとの緊密な連携は欠かせないが、こうした調整はカンボディア側自身には難しく、代わってJICA専門家が行うような状況だ。

プロジェクトは来年3月で終了する。起草作業は終わったとしても、すぐ立法化されるわけではない。司法省から閣僚評議会に提出され、その後国会の審議にかけられる。その際、草案

説明を行う人材はどうするのか。公の場で外国人である日本人専門家が行うわけにはいかない。立法化されなければ、JICAの起草支援は意味が薄くなってしまふ。その過程を支えるため、プロジェクトの支援委員会では新たな協力を行う必要性が指摘されている。坂野専門家は92年のUNTACの時に選挙監視のボランティアとしてカンボディアに来て以来、10年の滞在になる。この間見つめてきたカンボディアは、

道路や街が整備され、治安もよくなった。しかし社会構造はまったく変化していない、という。

「民法が施行されて実際に社会で使われるようになるまでには、まだ長い時間がかかるでしょうが、カンボディアが公正な社会になっていくためには欠かすことのできないもの。人々が安心して生活を営めるような貢献にぜひしたいですね」と改めて語った。

根付き始めた 市場経済的思考

ベトナム

日本の法整備支援が始まったのは、ベトナムからだ。ドイモイ政策のもと市場経済化と対外開放政策を推進していた同国だが、法の不備や執行能力の低さが障害になって思うように経済成長が進まなかった。92年の憲法改正で国民の財産権と経済活動の自由は保障され、95年には民法、商法が制定されたが、市場経済を支える実体法、裁判制度は実質的に存在していない。またAFTAやWTO加盟を視野に入れて、グローバル化にかなう法整備もしたい。

そこで民法、商法の改正など急ピッチで進む立法作業への助言を中心に、96年から3年間の協力が行われた。長期専門家として派遣された武藤司郎弁護士のアドバイスと研修員の受け入れを軸にしたもので、ベトナムから高く評価された。99年からは、市場経済化に合う行政体制の整備を図るため、民事法のほかに刑事法も対象にし、立法助言、共同研究、人材育成の3つの

柱でフェーズ2の協力を実施することになった。協力の相手先は、それまでの司法省のほか、最高人民裁判所、最高人民検察院も加わった。JICAの長期専門家は法務省、最高裁、日本弁護士連合会からの参加を得てそれぞれ1名ずつ、JICAと合わせて4人体制になっている。

法律はあるけれど――

「ベトナムには、実は主要な法はすべて存在しているといっても過言ではありません」と、河津慎介JICA専門家はいう。人民委員会などが制定する法規範文書をあわせると法文は30万条超の膨大な数にのぼる。カンボディアなどに比べて法曹関係者の人数も多く、旧ソ連や東ドイツに留学して法学を学んだ優秀な人が多い。しかし、それぞれの法律間で矛盾や重複が数多くある、法律の内容自体が社会状況を適切に反映していない、法文の意味にあいまい

さがある、成立した法律が効果的に執行されていないなどのため、さまざまな問題が派生している。

たとえば刑事分野では、法の加重要件として「重大な結果を生じた場合」などと規定しているが、「重大な結果」とは何か明確になっていない。また、民事の場合、担保取引について、公示のための手段として登録制度を既に設置してはいるものの、肝心の登録機関、登録手段などが完備していない。「社会主義の法律しかイメージできないため、市場経済化すると世の中の仕組みがどう変化するのか、なかなか理解できない。そこが資本主義社会の法律を専門にしてきた私たちとの大きなズレです」。新美教授はベトナムに協力する難しさを指摘する。

市場経済のもとでは、所有権などの



法曹養成学校模擬裁判



タインホアで行われたセミナー

権利が広く認められる一方、「取引の安全」を最も重視し、予測不能なできごとの発生を前提に、不都合が生じた場合にどう解決するのか、規準となるルール、法がつくられる。しかし、計画経済のもとでは、「法」は計画に違反しないための行動規範として理解されている、という。そのため、「たとえば、ある人物が詐欺に遭い誤って何かを売り、さらにそれが転売された際、日本ならば、取引の安全が認められ、詐欺を知らずに購入した『善意の第三者』

は保護される。ベトナムの場合は、取引の安全や善意の第三者よりも、もとの持ち主を保護し、トラブル発生の前の状態に戻すことを優先する考え方なのです」（新美教授）。

リーガルマインドを育てる

こうした「法」に対する意識を変えてもらおうと、フェーズ2では民法改正に向けて共同研究を行うことになった。まず、現在のベトナムには、どのような法令があるのか、日本の法令と比較して欠落している法令はあるのかをリストアップし、現在の法制度の鳥瞰図を作成する。次に、民法施行後にどのような問題が発生し、解決のためにどのような改正が必要なのかを分析する。

本格的な現地調査が99年から2000年

にかけて行われた。日本側の指導のもとに司法省のカウンターパートが中心になって、民法典が規定する土地所有権の取引実態と民法に認められている家族経営体の活動状況について訪問調査を行い、報告書を作成した。こうした経験を通して、カウンターパートは法整備を進めるにあたって社会的な妥当性を重視しなくてはならないことを認識していった。

「現行の民法にはどのような課題があるのか。そもそも、どのような考え方に立ったものか。改正するならば、なぜそうあるべきか、など根本的なところから議論して、共通認識を持ってもらう。その過程でリーガル・マインドが育つと期待している」（河津専門家）。ともに研究するプロセスで、整合性のある立法作業のノウハウを身につけてもらう。司法、立法

それぞれの制度に携わる人材の能力向上をはかる。それを通じてベトナムの法制度全般が中長期的に整備されていく。協力を続けるなかで日本側の協力方法も固まっていた。プロジェクトは、現地セミナー、ワークショップ、日本での研修、JICA専門家による法律助言、機材供与などを複合的に活用しそのプロセスを強固なものにしていく。

仕上げはオーナーシップ

こうした包括的な協力を進めるのは、ベトナム司法省のオーナーシップを育てるというねらいもある。日本側が想像した以上のベトナム省庁間の強固な縦割り構造が、JICAが支援する民法改正の足かせになっている点を否めないからだ。

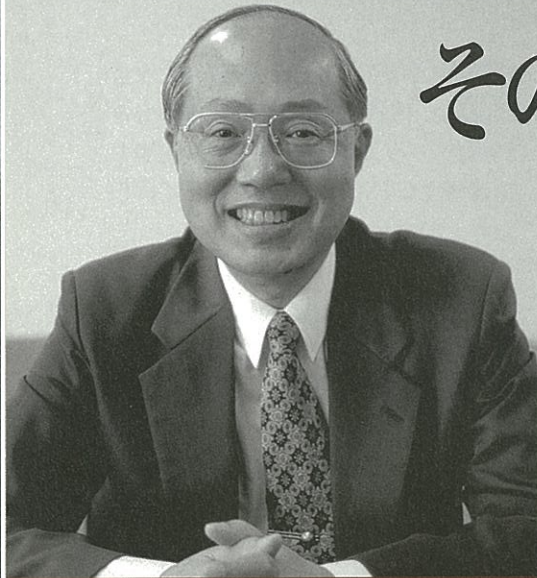
法整備は司法省のみのものではなく、他省庁の所管にまたがるものが数多い。たとえば金融分野に関連する法制度などは、商務省などと連携したうえで整備しなくてはならないが、協力が得られないばかりか、他の省が立法してしまう。「純粋に法理論の問題や、法律の対象の性質によってどの省庁が担当するかというレベルの問題ではないんです。自らの権益確保のために法をつくってしまいがち。日本が司法省を相手にきちんとした法律をつくらうと努力しても、難しい」と新美教授は解説する。

財政難のため各省庁にさまざまなドナーが支援していることも、縦割りに拍車をかける。ベトナムの法整備分野に協力するドナーは10を超える。こうしたなか、急速に国際金融機関が中心になって援助調整を行う動きが強まっている。しかし、それは早期に融資条件を整えるなど国際金融機関の目的を優先させるためのものではないか、と日本側関係者は懸念する。

「最終的に調整するのはその国自身でしかありません。法律はその国家や文化、社会などものの考え方を反映するものなので。それを自覚してもらわなくてはならない」（新美教授）。そのため、JICAの法整備支援では制度的な変革だけでなく、実際に法の執行に携る裁判官、執行官などの意識・能力の向上なども目的に包括的な取り組みを行ってきた。

「法整備支援は、法を担うシステムをつくるのと同時に、運用する人材もワンセットで支援していかざるをえません。協力が始まって6年になるベトナムですが、ここ2年ほどとくにカウンターパートたちの意識の変化が大きく、オーナーシップへの意識が芽生えてきた。成長を感じます」。新美教授は試行錯誤の6年を振り返った。

その国の社会に根付く法を



森島昭夫

(財)地球環境戦略研究機関理事長、
 ヴィエトナム法整備支援・カンボディア法律制度整備
 プロジェクト国内支援委員会委員長

日本の経験を生かして

日本が法整備支援に乗り出したのは、1992年。当時名古屋大学でアジアの法と政治に関する研究教育事業を進めていた私に、ヴィエトナムの民法起草に際し、グエン・ディン・ロック司法大臣が助言を求めてきたことがきっかけである。

96年にJICAのプロジェクトとして協力が始まるまでは、国際交流基金や名古屋大学法学部の創立40周年記念事業基金の一部を活用し、年に数回、現地に通い、大臣はじめ起草作業に携わる法律家たちに講義を重ねた。彼らの留学先の多くはソ連や東独で、市民法や市場経済の概念は持ち合わせていない。そのため、日本が明治以来130年余りをかけて、歴史・文化・社会的背景の異なるフランス、ドイツ、英米法を導入し、日本の実状に適合させながら運用してきた経験をふまえた。

単に市場経済法の技術的な情報を伝えるだけではなく、それぞれの法制度が西欧社会のどのような社会的必要に基づいて生み出されたのか、それはヴィエトナム社会において存在するのか、さらには将来のヴィエトナム社会にと

って有用と考えられるか、などといった点について、彼らと議論をしながら、彼らが作成していた民法の草案について検討を進めていった。他の援助機関などが法律コンサルタントを派遣し、自国の法制度を直訳した形の導入を提案するのに対して、私の助言方法はヴィエトナム司法省から高く評価された。民法の起草作業は無事94年に終わり、翌年、制定に至る。

ともに考え選択してもらおう

とはいえ、まだ市場経済を支える実体法、裁判制度は実質的に存在していないなかでASEAN加盟を果たし、将来のWTO加盟も視野に入れたヴィエトナムは、さらなる協力を要請してきた。そして同時期、市場経済移行国への知的支援の取り組みを本格化しようとしていたJICAの技術協力プロジェクトとして、法整備支援が実施されることになった。長期専門家の派遣、短期専門家による現地セミナー、国別特設研修、長期研修員の日本の大学への受入れ。こうした長期的かつ多面的な取り組みで法整備支援を行うのは、ヴィエトナムにとってJICAが初めてであり、JICAにとっても初めての協力分野であったため、協力体制や活動内容の面でお互いに試行錯誤を重ねた。現在、第1フェーズが終わり、第2フェーズに至っている。

「日本の法制度の紹介はするが、決してその押しつけはしない。その国に根ざすものをその国の法律家たちに選択してもらおう」。他ドナーから見れば、迂遠なアプローチであり、わかりやすい成果ではないが、その国の社会・文化に配慮し、オーナーシップを重視する我々のアプローチは、ヴィエトナム側

の大きな信頼を克ちえている。これは99年から法整備支援プロジェクトを開始したカンボディアに対しても、同じ理念として貫かれている。

グローバリズムと法

市場経済移行国には、1990年代から多くの先進市場経済諸国、国際機関が法整備支援を行っている。

米国は、多くのNGOを通じて法律専門家を送り、立法支援や司法改革支援に乗り出しているが、米法の直訳的導入や米国型裁判制度の提案など、本能的には米国流の法の支配の移植である。60年代後半から70年代にかけて、米国がアフリカや中南米諸国に対して行った「法と発展活動」を彷彿とさせる。

上記の地域では60年代後半から多くの国が植民地から脱して独立した。内戦による政権交代を頻繁にしてきた国もある。米国は「法の支配の確立が市民の自由な活動を保障し、それが経済を活性化し貧困を克服する」という理念のもとに、これらの国に対して、米国流の民主主義と法制度の移植を試みた。しかし、支援を受ける国の社会の実状にかかわらず、政治的、社会的、文化的背景の異なる法制度をそのまま移植しようとして失敗し、立法化されたものの、現実には使われていない法制度が数多く残っている。

国際金融機関は、それぞれの機関のマニフェストに従った法整備支援を行っている。世界銀行 (IBRD) やアジア開発銀行 (ADB)、ヨーロッパ復興銀行 (EBRD) などは本能的には金融機関であるため、融資資金の返済を確保する必要がある。したがって、法整備支援も最終的には融資返済を担保とするという観点から行われている。たと

えば不動産担保制度を整備する前提としての土地法の起草や、担保法、破産法の整備など、銀行お抱えの法律コンサルタントを派遣して、他の法制度の整備状況にかかわらず融資に関係する立法支援を行う。その立法を融資条件(コンディショナリティ)にすることが少なくないのだ。この場合、法整備支援は、直接的には被援助国の利益のためではなく、その融資機関のために行われているといってもいい。

また、最近、各国政府が実施している法整備事業が重複したり、欠落している分野があるため、世界銀行のイニシアティブのもと、事業を調整して効率的に行おうとしている。各国がバラバラに行ってきた法整備について対話の機会を持ち、効率的に支援していく調整は歓迎できる。しかし、世界銀行の目標とする法の支配が、かつての米国型になりかねないとの懸念があり、さまざまな機会に日本の法整備支援の理念、方針を積極的にアピールし調整していかなければならないと感じている。

近年、日本に対する法整備支援の要請が増えている。要請される背景にはさまざまなものがあり、支援の必要性に応じて支援内容や方法は異なってくる。また、日本側の協力体制は意欲のある少数の人材に頼る形で始められ、開始から6年を経たいま、法務省、最高裁判所、日本弁護士会、大学などようやく組織的な連携体制が整ってきた段階だ。今後、異なる条件にある国々からの支援要請に応じていくとすると、ヴィエトナム、カンボディアと同様のアプローチのままでいいのか、限界のある援助予算のなかで、対象国や内容についてどのような規準で優先順位をつけていくのか。

JICA事業における法整備支援の位置づけまで含めて、明確な戦略を考えるべき時期に来ている。(談)

日本の法整備支援関係者が、インドシナなど体制移行諸国のいまの状況にたどるのが、明治時代の我が国近代化の過程。とくに民法編纂は、日本が列強諸国との間で結んだ不平等条約の改正を果たした。

不平等条約の改正と 民法典制定

日本は、1853年に、ペリーが浦賀へ上陸したのを契機に、1858年に日米修好通商条約を締結。その後、列強諸国(蘭、露、英、仏)との間で、次々と同様の通商条約を結んだ。しかし、それらは日本の関税自主権を否定し、相手国の治外法権と最恵国待遇を承認する、日本にとって不利な条約だった。治外法権を含む屈辱的な不平等条約の改正は、1867年に生まれた明治政府の最大の課題となった。

しかし、治外法権の撤廃を求める日本にとって最大の障害は、当時、市民の基本的な権利義務を規定した民法すら存在しなかったこと。不平等条約の撤廃を求めため、民法を制定することが急務となった。

当時の国際社会では、ドイツはもともと統一されておらず、列強諸國中、体系的な民法典をもっていたのは、フランスのみであった。アメリカ、イギリスにも、優れた民法があったが、成文法ではなく、個別的な判例の集積である「コモン・ロー」システムであり、それをそのまま輸入することはほとんど不可能であった。

そこで明治政府は、フランス民法典を翻訳し日本民法とすることを検討した。しかし、「権利」という言葉すら存在しない状況で、それは困難を極めた。明治政府は、我が国独自で民法を作成することを断念し、フランス人の手を借りて民法を作成することにした。そして、「お雇い外国人」、民法学者ボワソナードを招へいた。

各国の法を取り込んで

1873年に来日したボワソナードは、数年で民法典を起草するつもりだったが、一国の民法典を起草することは、それほ



ど簡単なことではなかった。しかも、最初の7年は、刑法典、治罪法典の起草に忙殺され、民法典の起草が開始されたのは、1879年。民法典起草の完成には、その後10年を費やしている。その間、ドイツでも民法典の起草作業が開始される。1889年に公布された明治憲法は、1871年、普仏戦争でフランスを破ったプロイセン(ドイツ)の憲法を範としている。

ご存じですか? 日本の民法の歴史

ボワソナードの起草した民法(旧民法)は、1890年、帝國議會を通過し公布されるが、家族制度を重んじる保守層から進歩的過ぎると反対され、施行は無期延期になる。その後、新たな民法起草委員により、ドイツ民法第1草案を含め、当時の世界中の民法を斟酌しつつ、ボワソナードの旧民法を改正するという方法で、戸主権を重視した新しい民法が起草される。1896年には、民法第1、第2、第3編(財産編)が、1898年には第4、第5編(家族編)が公布され、新しい民法全体がその年に、同時施行された。そして、1年後、懸案の不平等条約改正が実現する。

日本の民法はその後、大きな改正を見なかったが、第二次大戦の敗戦で、戸主、家督、相続をはじめとする家族制度を定めていた第4編、第5編が、GHQ(連合国軍最高司令官総司令部)原案の新憲法制定を受け、全面的に改正された。家や戸主権の廃止、男女平等の婚姻・相続など近代的な内容に改められ、現在も運用されている。日本は明治以後、130年余りを経て、近代的な法制を確立したといわれている。



1853年	ペリー来航
1858年	日米修好条約締結
1868年	明治維新
1873年	ボワソナード来日
1879年	民法起草開始
1889年	明治憲法公布
1890年	ボワソナード民法(旧民法)公布→施行延期
	↓ 修正
1896年	新民法施行
1899年	不平等条約改正

写真上：ボワソナード。写真下：明治5年当時の司法省幹部(的野半介「江藤南白」より) © 法務省

生きた「法」のための 人づくり

どんな法制度も運用する人材なくしては機能しない。裁判官、検察官、弁護士などの法曹人材育成は、それぞれ高度な専門分野にわたるため、JICAはさまざまな機関や団体の協力を得て法整備支援を行っている。JICA事業を通じてのみならず、それぞれの機関独自の協力も活発に行われている。

広がる協力体制

JICAが法整備支援プロジェクトを始める以前から、アジアの法整備支援の可能性を探ってきた名古屋大学。今年4月、法政国際教育協力研究センターが設置された。

実施する。これまでの支援活動は、1. ラオスを中心とする国別短期研修員の受入れ、2. 支援対象国への専門家の派遣、3. 長期的な人材養成を目的としたアジアからの留学生の受入れ、の3つの分野にわたる。ラオスからの研修員受入れは、JICAや法務省法務総合研究所と連携して実施しており、司法省や国立大

学のスタッフからなる研修員グループを約4週間にわたって受け入れた。これまでに5回を実施、受入研修員は累計61名になる。

さらに、JICAの専門家派遣事業に協力する形で、ヴェトナム、ラオス、カンボディア、モンゴル、ウズベキスタンに教官を派遣している。

1999年度からは、長期的な人材養成を目的として、法学研究科に留学生特別コースを設置し、法整備支援対象国からの留学生を大学院生として受け入れ、学位取得を目標として教育を行う計画を開始した。これまでに、5カ国23名の留学生がこのコースで学んでいる。

同大学が重視しているのは、各国で立法や法の執行・普及に、あるいは法学教育・法曹養成に携わる人材を系統立てて養成すること。それは単なる法に関する知識や技術の教育に止まらず、

民主主義や法治主義を柱とする西欧的な価値観と同時に、非西欧的な価値の存在にも眼を開いた法曹の育成をさしている。

また、法整備支援事業を通して、アジア各国の法文化や政治文化、あるいは各国にとっての市場経済体制移行が持つ歴史的・社会的意味などを含めた法、政治、経済に関する学問的考察など、アジアの法と政治に関する総合的な研究を推進している。欧米中心であった日本の法学を見直す機会にしたとして、このため、中国、ヴェ

アジア法整備支援の ネットワーク拠点

名古屋大学法学研究科・法学部

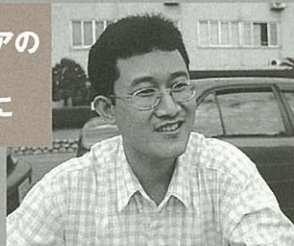
このセンターは、同大学法学部創立50周年記念事業の一環として1999年から2001年にかけて進めた「アジア法政情報交流センター創設募金」をもとに、大学院法学研究科の部局内組織として立ち上げた上記センターが前身。法整備支援事業とそれを支えるアジア法政研究の拠点になっている。

そもそも名古屋大学がアジアの法整備支援に向き合うようになったのは約10年前にさかのぼる。1991年からアジア諸国の法と政治に関する研究教育事業を進めるなかで、インドシナ3国や中央アジア諸国が法整備を急務とし、その支援を日本に強く求めていることを知ったのがきっかけだ。

長期的な法曹育成と法政研究

そこで、98年度からヴェトナム、ラオス、カンボディア、モンゴルを対象にした支援を法学研究科事業として

カンボディアの 土地所有権 争いの解決に



JICA長期研修員OB (名古屋大学大学院法学研究科)
ベン・ピッサリーさん

カンボディア司法省所属の私は、1999年10月から2年半、JICA長期研修員として名古屋大学大学院法学研究科で学びました。テーマは、来日前に司法省で担当していた土地所有問題に関わる土地法です。私の国では、ボルボト時代の社会システムの崩壊の影響で、土地所有権の問題はいまだに混乱したまま。私の仕事は、土地所有権の申請を調査検討し、問題解決をはかることでした。

トナム、ラオス、カンボディア、モンゴル、ウズベキスタン等アジア諸国を中心とした19の大学・研究機関と学術交流協定を締結している。

また、法整備支援の手法をめぐる各国の支援機関相互の経験交流にも積極的に取り組んでいる。

今後もこのセンターを中心に、アジア法整備支援に関わる国内外の広範なネットワークを形成し、将来はこのセンターを、日本におけるアジア法整備支援とアジア法政研究を担う中核機関のひとつにしていく考えだ。

カンボディアでは99年から、民法典と民事訴訟法の起草を中心としたJICAの法整備支援が始まりました。不動産に対する所有権も民法の一分野。条文案については、現地とこまめに連絡をとり、検討作業の様子を日本から見守ってきました。今年3月で長期研修を終えて帰国したいま、民法典の用語確定作業など大詰めにかけた民法・民事訴訟法の草案づくりに携っています。

この2年半で、日本がどのように諸外国の法体制の比較研究を行い、それらをいかに取り込み自らのものにしていくかを知ることができました。日本での研究は、脆弱なカンボディアの法体系や、司法制度の改革を進めるための分析研究に大変参考になりますし、新しいアイデアにもつながると思います。

私は近い将来裁判官として任命される予定です。まだ多くの争いを抱えている土地所有権問題の解決に、ぜひ役立ちたいと思います。

司法を支える 人材育成

法務省法務総合研究所国際協力部長
尾崎道明

「法の支配」を確立する

必要な法律がない。そして、确实・公平に法律を適用・執行し、社会において法律を実現する組織・人材が十分でない。国民が法律を知らない、あるいは、知ろうとしても、その手段が十分でない。国民が裁判制度を容易に利用できない、あるいは、それを信頼していない。

「法による支配」(Rule by Law)は行われても、「法の支配」(Rule of Law)がない。

これらは、多かれ少なかれ、どの国にもある問題である。しかし、ヴェトナム、カンボディア、ラオス、旧ソ連邦など、市場経済に移行しようとしている国々は、民法、民事訴訟法、商法といった基本法の立法を含め、数々の困難な課題に直面している。また、インドネシア等、グローバリゼーションの波に洗われているその他のアジア諸国においても、司法の強化が急務となっている。

法務総合研究所は、1994年、ヴェトナムを最初として、法整備支援活動を開始し、2001年4月には、これを専

門的に扱う国際協力部を新設した。国際協力部は、大阪中之島を拠点に活動している。

日本の法制・運用を比較

その活動の大きな柱は、司法を支える人材の育成である。どこの国でも、司法の整備は、裁判所制度と紙に書かれた法律の整備に始まる。しかし、最大の困難は、その先にある。司法を支え、社会・国民の間に法の支配を及ぼすために活動する、廉潔で有能な裁判官、弁護士、検察官その他の法律専門家の養成である。国際協力部は、年間十数回、各10名程度、各国の法律専門家を受け入れ、法学者、法律実務家等の協力を得て、研修を実施している。「カンントリーレポート」と呼ばれる各国参加者からの発表と質疑、各国の制度や法律・法律案を検討するワークショップなどもカリキュラムに含め、参加型の研修によって人材育成をめざしている。この研修のもう一つの特徴は、我が国の法律実務家らに研修員の一部として参加していただき、我が国のものを含め、各国の法制とその運用を比較する機会を設けていることである。

そのほか、ヴェトナムなどに検事や裁判官がJICA長期派遣専門家として派遣され、ヴェトナム司法省の法律家養成学校におけるマニュアル・教科書作りの支援などに活躍している。今後は、法令集・判例集の作成・配布等

平成14年度「法整備」関係コース一覧				
研修コース名(和文)	対象国	定員	受入研修期間予定	第一所管センター名
ヴェトナム法整備(9)	ヴェトナム	10	2002.5.6~6.8	大阪国際センター
ヴェトナム法整備(10)	ヴェトナム	10	2002.6.17~7.19	大阪国際センター
ヴェトナム法整備(11)	ヴェトナム	10	2002.9.9~10.12	大阪国際センター
ヴェトナム法整備(12)	ヴェトナム	10	2002.11.11~12.14	大阪国際センター
ウズベキスタン法整備	ウズベキスタン	6	2002.9.1~9.1?	大阪国際センター
ラオス法整備	ラオス	15	2002.10.9~11.11	中部国際センター
ラオス法整備2	ラオス	12	2003.2.17~3.22	中部国際センター
国際民事法研修II	カンボディア、ラオス、中国、タイ、モンゴル、ミャンマー、カザフスタン	12	2003.1.20~3.2	大阪国際センター
投資環境法整備	インドネシア、カンボディア、モンゴル、インド、ボリビア、パラグアイ、ヴェネズエラ、サウディ・アラビア、トルコ、モロッコ、ジブチ、ミャンマー、キリバス、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、アゼルバイジャン	15	2003.2.10~3.23	大阪国際センター



2002年2月に開催された公開講演会で講演する、ベトナム司法省レ・ティ・トゥー・バ次官

に関する支援も含め、支援内容、支援対象国の両面において新たな分野にも目を向け、一層充実した支援を行い、アジア諸国の法の未来を築く

力になりたい。我が国の法律関係者がある経験と知恵を結集してアジア諸国の法整備に貢献する、その活動の一つの結節点として少しでもお役に立てればと考えている。

NGOとしてカンボディアの弁護士を養成

日本弁護士連合会 国際交流委員会副委員長
弁護士 矢吹公敏

国の自立への協力

日本の法曹による法整備支援が始まってすでに7年ほどが経とうとしている。他国の法制度に対して協力することには大変意義があると同時に、リスクがあることも承知してはならない。法制度は国家主権の中心であり、他国の協力が干渉となる可能性がないとは言えないからである。したがって、法整備支援をするについては、誰が、どのような支援をするのか、十分に吟味して、慎重に進めることが肝要である。私は、「支援」という用語より、むしろ「協力」という用語が好きである。他国の自立に協力することが法整備支援の本来のあり方だと考えるからである。

こうしたリスクが現実には生じないようにするためには、前述のように相手国の主体的な自助努力に協力するという立場を堅持することが必要である。そのためには、相手国の法律関係者の育成が不可欠である。言い換えれば、法律関係者を育成することが、協力した法律や制度が相手国で根づくために

必要なのである。

パートナー事業で弁護士養成

そうした視点に立ち、日本弁護士連合会では、カンボディア王国で法律関係者の一翼を担う現地弁護士の養成プロジェクトを、JICAの小規模開発パートナー事業で2001年7月から2002年3月にかけて実施した。

プロジェクトは、弁護士継続教育(弁護士養成セミナーの実施)と、法律扶助制度の調査研究からなる。セミナー部門では、JICAの重要政策中枢支援プロジェクトで起草されているカンボ

ディアの新民事訴訟法の案文を資料として、「民事訴訟における弁護士の役割」をテーマ

に合計3回のセミナーを、「弁護士倫理」をテーマに1回のセミナーを、それぞれ実施した。同時期にカナダ弁護士会とフランスのリヨン弁護士会が同様のプロジェクトを企画していたことから、協議の結果、日弁連を含めた3弁護士会によるユニークな支援プロジェクトとなり、3弁護士会で合計8回のセミナーを1年間の間に実施した。

特筆すべきは、弁護士実務に従事しているカンボディアの弁護士180余名のうち、毎回常に80名ほどの参加があったことである。また、日弁連のセミナーの際に実施したアンケートでも、テーマの選び方が適切か、内容が理解できたか、実務に役立つか、などの設問のいずれにも高い評価を得ることができた。

弁護士を生み育てる

現在日弁連では、引き続きカンボディア王国弁護士会に対する協力プロジェクトを実施することを計画しており、既にJICAの開発パートナー事業としての仮採択をいただいている。これが実現すると、今後3年間このプロジェク

法律分野のJICA留学生				
留学生支援無償				
1999年度	九州大学大学院	ウズベキスタン	2名	
	名古屋大学大学院	ウズベキスタン	2名	
		ラオス	2名	
2000年度	横浜国立大学大学院	ウズベキスタン	2名	
	九州大学大学院	ウズベキスタン	1名	
		ベトナム	1名	
	名古屋大学大学院	ウズベキスタン	1名	
		ラオス	2名	
	横浜国立大学大学院	ベトナム	3名	
		カンボディア	1名	
ウズベキスタン		2名		
	カンボディア	2名	計	21名
長期研修員				
1999年度	名古屋大学大学院	ベトナム	4名	
		カンボディア	2名	
		ラオス	1名	
2000年度	名古屋大学大学院	カンボディア	2名	
		ベトナム	2名	
		ベトナム	2名	
		ミャンマー	1名	
2001年度	横浜国立大学大学院	中国	1名	
		カンボディア	1名	
		ミャンマー	1名	
		モンゴル	1名	
九州大学大学院	中国	中国	1名	
		中国	2名	
		ベトナム	1名	
			計	22名

トを継続することになる。日弁連では、すでにカンボディア王国弁護士会が今年10月に開校を予定している弁護士養成校の準備に協力を開始している。同国ではここ数年新規弁護士が出ておらず、弁護士養成学校がその育成機関となると期待されている。

法の支配の実現には、潤沢な数の法律実務家が不可欠であり、日弁連も同校のカリキュラム・テキスト作り、教授の育成、設備の提供などの支援を行う予定である。その他にも、現在の弁護士に対する継続教育、弁護士養成学校でのクリニック、法律扶助オフィスでのパイロット事業なども、JICA開発パートナー事業の中で計画している。

国際的な協力活動は継続的なものでなければい効果は得られない。しかし、永続的な支援はカウンターパートの自立を阻害する場合がある。日弁連では、カンボディア王国弁護士会の強化を通じた支援を基本に、同弁護士会の自立に置き置いて今後ともNGOとして協力を継続していく予定である。

法整備支援の課題

JICAアジア第1部インドシナ課

法整備支援はJICAにとって経験の浅い分野であり、これまで実施上の課題点を1つ1つ解決しながら試行錯誤の中で取り組みが行われてきました。今後は、これまでの経験をふまえ各事業の評価結果を以後の事業計画にフィードバックし、より良い事業の実施に向けて改善を続けていく必要があります。以下では、2002年3月に実施されたカンボディア重要政策中枢支援「法制度整備」の終了時評価の提言をもとに、法整備支援事業の実施に関する教訓を記しておきます。

1 法整備支援戦略策定の必要性

法整備支援は相手国の制度、組織、人材等に深く関わることから、息が長く、かつ効率的・効果的な協力が求められます。プロジェクトを立案する際には、国ごとの法整備支援戦略を策定し、プログラム・アプローチのなかで

どのようなプロジェクトの組み合わせがODAによる法整備支援の手段として効果的かつ効率的であるかを検討することが必要です。当然のことですが、その際には十分な事前調査を行うことが不可欠です。

2 法整備支援の人材確保

法整備支援を実施するためには、本邦での法律専門家の確保と養成が急務です。具体的には、登録制度やJICAが行う専門家養成研修の活用、外部関係機関との連携を図ることです。また、通訳・翻訳を行う人材も法律分野の法の概念や法律用語の検討というきわめて高度な能力を要求されるため、計画段階において人材の確保と実施体制を十分整備しておく必要があります。

3 計画段階における相手国カウンターパート機関の組織分析

カウンターパート機関の能力は、プ

ロジェクトの成否を左右します。仮に能力が不足している機関がカウンターパートにならざるを得ない場合でも、組織の弱点など現状の把握を十分に行い、協力期間・目標・投入等慎重に検討する必要があります。特に、法整備支援事業では、事業の性格上複数の機関がカウンターパートになる場合が多いため、どの機関を取りまとめ役にすることが効果的であるか計画段階で十分検討する必要があります。

4 ドナー間調整

インドシナ3カ国に見られるように、他ドナーも法整備分野においてさまざまな活動を行っています。他ドナーとの調整に取り組むとともに、日本の法整備支援の理念・手法を各機会において主張しプレゼンスを高める必要があります。

増える法整備支援の要請

市場経済化への移行、経済危機からの脱却などをめざして、さまざまな国から法整備支援の要請がなされている。ベトナム、カンボディアに続いて、以下の国に対しても法整備支援の協力が始まっている。

■ラオス

ラオスに対しては1998年度から法整備支援を行っている。ベトナム、カンボディア同様に、冷戦終結後、ラオスも市場経済の導入を図るための根本的な法制度改革を余儀なくされている。

ラオスでは91年に新憲法が制定され、最近10年間に、民法、刑事法その他さまざまな分野の約40に上る法律、100以上の法令・規制の整備が行われたが、国民に対していかに法を周知させるか、いかに法を適正に執行するかという基本的な問題が山積している。

このため現在は国別特設研修と、短期専門家による現地セミナーを実施し、今後どのような支援を行っていくのか、具体的な協力内容を計画している段階である。長期的には、法学教育から司法制度、実務法曹養成までの一

貫した養成制度を確立することが目標となっている。

■法の執行力アップ—ウズベキスタン

1991年のソ連からの独立後、市場経済化への移行を進める同国は、農業に大幅に依存した経済構造から脱却しようと、中小企業育成・進出に力を注いでいる。

同国は旧ソ連時代から比較的高いレベルの法学教育制度をもっているうえ、主要な法律は整備され、立法能力も高い。近年は、中小企業関連法を多数立法している。しかし、法律間の整合性がとれていないこと、法の運用が行政機関の担当者任せになっているため、旧来の法体系に合わせた煩雑で時間を要する手続きなどが継続され、中小企業振興の妨げとなっている。自由で安全な経済活動の基盤づくりを急ぐため、中小企業振興・保護の領域

の法執行能力強化に重点をおいた支援要請がなされている。こうした要請に応え、JICAでは今年度から国別特設研修を開設する予定だ。

■インドネシア司法改革支援

インドネシア政府は、2004年までの国家開発計画の中で、「法による統治・グッドガバナンス」を優先政策課題の一つとして掲げており、司法改革に取り組んでいる。アジア経済危機後の経済困難やスハルト政権崩壊など政治の混乱等を経験しているインドネシア国においては、社会の安定化、外国投資の誘致を含む経済の安定化のためにも司法改革は重要な位置づけにある。

この改革に取り組むインドネシア国の支援要請を受け、日本側は、2002年1月にJICA「司法改革支援要請背景調査団」を派遣した。今後もさらなる調査と課題の整理を行い、より焦点を絞った支援を実施していくこととしている。今年度は、国別特設研修「日伊司法制度比較研究セミナー」を実施し、本研修を通じて、日伊の相互理解を深めると共に人材育成を開始する。